

平成30年10月9日よりマイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始となり、以下の申請について、(非)課税証明書の添付が省略できます。



平成29年11月から、一部の申請について、申請書等にマイナンバーを記入いただくことで、他機関との税情報に関する情報連携により、(非)課税証明書の添付の省略が可能となっております。

さらに、平成30年7月から、対象となる申請を拡大して、試行運用をしているところですが、平成30年10月から、本格運用が開始となり、(非)課税証明書の添付が省略できます。

※「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」が必要です。

#### 情報連携の対象となる申請(平成30年7月以降)

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

**試行運用** ①～④の70歳以上の方が対象となる  
低所得者Ⅰの申請及び⑥については、  
(非)課税証明書の添付が必要。

#### 情報連携の対象となる申請(平成30年10月以降)

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

**本格運用** ①～④の70歳以上の方が対象となる  
低所得者Ⅰの申請及び⑥についても、  
(非)課税証明書の添付が省略できる。

※なお、①～④であっても、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前の申請については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き、被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要です。

## 延岡・都城年金事務所内の「協会けんぽ窓口」を閉鎖します

平成31年4月26日をもちまして延岡・都城

年金事務所内の「協会けんぽ窓口」を閉鎖します。

※閉鎖となるのは年金事務所内の  
「協会けんぽ窓口」です。  
年金事務所の閉鎖ではありません。

このたび、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから検討いたしました結果、延岡・都城年金事務所内に設置されている「協会けんぽ窓口」について平成31年4月26日をもって閉鎖することといたしました。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、「協会けんぽ窓口」を閉鎖した後の年金事務所では、協会けんぽ関係のご相談や申請書等をお預かりすることは一切できません。申請書のご提出は郵送でお願いいたします。各種申請書は、協会けんぽのホームページから印刷していただくことができます。または、協会けんぽ宮崎支部にお電話で承ります。

※平成31年5月以降、「協会けんぽ窓口」は県内の年金事務所内に設置されません。

**【日本年金機構からの】** 日本年金機構において、平成30年10月1日から被扶養者(異動)届の添付書類が変更になりました。  
必要な添付書類については、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご確認ください。

[受付時間]8:30～17:15(土日祝日・年末年始除く)  
※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

各種申請・届出は郵送でご提出ください。  
申請書はホームページからダウンロードできます。

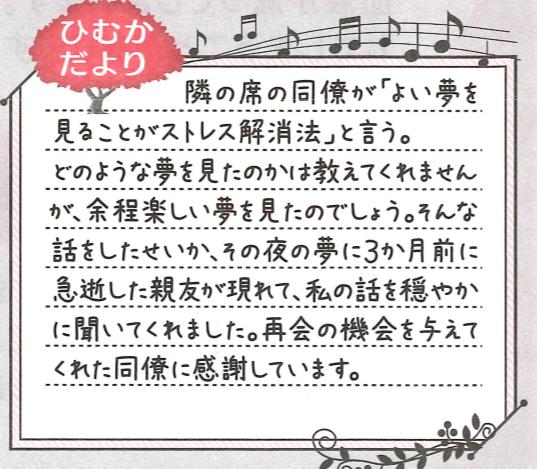
協会けんぽ宮崎支部

検索

〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮ビル5階  
TEL.0985-35-5364 FAX.0985-35-5393

- 音声案内をご案内します
- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故等による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)

全国健康保険協会 宮崎支部  
協会けんぽ



平成30年度は2月を除く各月発行予定です。

Kyoukaikenpo Miyazaki Branch PRESENTS

2018.12 Vol.103 全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

# 協会けんぽ

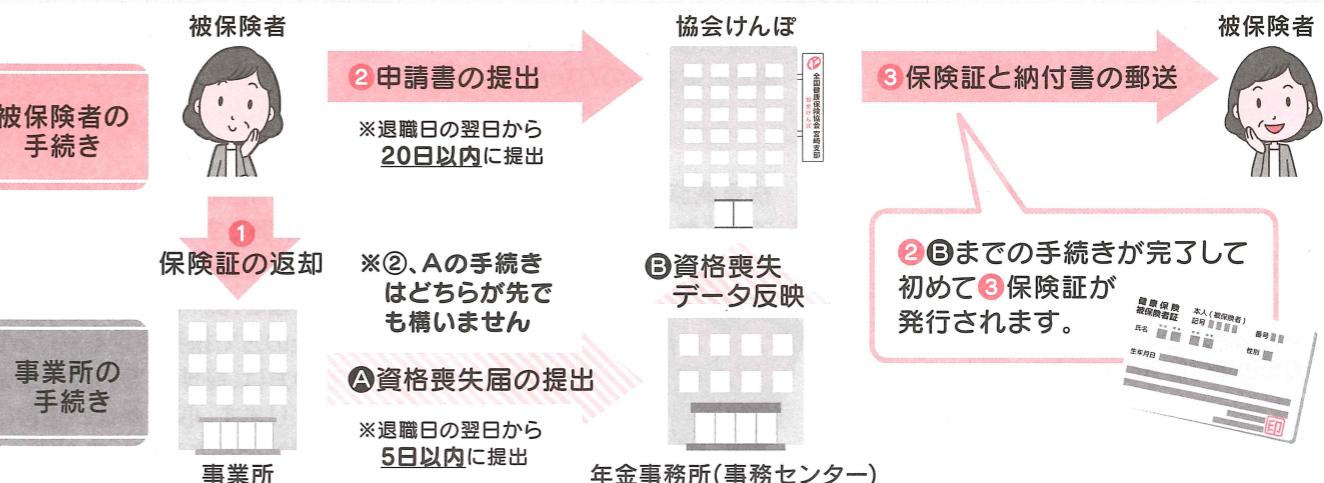
## 退職後の健康保険についてのご案内

事業所を退職された後の健康保険は、次のとおり3つの健康保険からの選択となります。  
加入条件をご確認いただき、保険料等を比較検討のうえ、加入手続きをお願いいたします。

### 退職後の健康保険の選択肢

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に手続きを行うこと		扶養の条件を満たしている必要がありますので、ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	退職時の標準報酬月額(上限28万円) × 都道府県支部分の保険料率  目安としては、退職時の健康保険料の2倍の額となります。 ・40歳から64歳までの場合は、介護保険料が加わります。	お住まいの市区町村役場での保険料が異なります。 ・保険料は、毎年度、変更になります。	被扶養者としての保険料負担はありません。
加入期間	加入できる期間は2年です。		※健康保険組合に加入している方の任意継続保険については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

### 任意継続の届け出から保険証発送までの流れ



## 平成30年10月よりご家族の方を扶養家族として申請する場合の添付書類が変更になっています

健康保険の扶養家族になるには、法律等で定められている一定の条件を満たすことが必要です。平成30年10月より、扶養家族の条件を満たしていることを、以下の証明書類で確認いたしますので、申請書と併せてご提出いただきますようお願ひいたします。

### 添付書類一覧

	在職時より引き続き 扶養家族となる場合	新たに 扶養家族となる場合
被保険者(本人)と同居している	<p>①収入を証明する書類<sup>*1</sup> 所得証明書、非課税証明書など</p>	<p>①身分関係(続柄)を証明する書類 戸籍謄(抄)本または続柄の記載された世帯全員の住民票</p> <p>②収入を証明する書類<sup>*1</sup> 所得証明書、非課税証明書など</p> <p>③同居していることを証明する書類 世帯全員が記載されている住民票</p>
被保険者(本人)と別居している	<p>①収入を証明する書類<sup>*1</sup> 所得証明書、非課税証明書など</p> <p>②仕送り額の確認できる書類<sup>*2</sup> 振込の場合:預金通帳等の写し 送金の場合:現金書留の控え(写し)</p>	<p>①身分関係(続柄)を証明する書類 戸籍謄(抄)本</p> <p>②収入を証明する書類<sup>*1</sup> 所得証明書、非課税証明書など</p> <p>③仕送り額の確認できる書類<sup>*2</sup> 振込の場合:預金通帳等の写し 送金の場合:現金書留の控え(写し)</p>

\*1 年間収入が「130万円未満」(認定を受ける方が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満となります。)であることが確認できる所得証明書等の書類

16歳未満の場合、添付を省略できます。学生でも16歳以上の方は、非課税証明書等収入が確認できる書類の添付が必要です。

\*2 16歳未満または16歳以上の学生の場合、添付を省略できます。

G1 在職時より引き続き扶養家族となる場合でも証明書類は必要ですか。

A 収入の確認できる証明書類および仕送りの確認できる証明書類(別居の場合)の添付が必要です。

※続柄および同居の確認できる証明書類の添付は省略できます。

G2 扶養家族となる基準がこれまでと変わることですか。

A 扶養家族となる基準についてはこれまでと変わりません。



G3 収入を証明できる書類があります。申立書でもよいですか。

A 証明書類から収入が基準額未満であるか確認するため、申立のみでは扶養認定を行うことはできません。学生であっても16歳以上の方で扶養認定を受けるすべての方は、証明書類の添付が必要となります。収入がない場合は非課税証明書を添付してください。

## 冬場は お風呂に 気をつけて入ろう!



気温が低くなる冬場は入浴中の事故が増える傾向があります。入浴中の事故を防ぐために以下の点に気を付けましょう。

### Point.1 入浴前に脱衣所や浴室を温めましょう。

温度の急激な変化で血圧が大きく変動することにより失神し、浴槽内でおぼれてしまうことがあります。

脱衣所では火事に気をつけて暖房器具を使用すること、浴室ではお湯の蒸気で室温を上げることが有効です。



### Point.2 热いお湯での長風呂は控えましょう。

お湯の温度は41度以下で10分くらいの入浴を目安に入りましょう。のぼせるまで入ると知らず知らずのうちに熱中症になります。



### Point.3 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。

入浴中は体に水圧がかかっています。その状態から急に立ち上ると、水圧がなくなり、血管が一気に拡張し、脳に行く血液が減ってしまいます。その結果、意識障害を起こし、おぼれてしまうことがあります。



### Point.4 飲酒後・食後すぐの入浴は控えましょう。

食後に血圧が下がりすぎる食後低血圧によって失神することがあります。また飲酒によって眠気におそわれることもあるため、アルコールが抜けるまでは入浴を控えましょう。

